

第2部 環境行政のあゆみ

1. 環境行政のあゆみ

年次	宇都宮市	国・県・その他
昭和 6		「国立公園法」制定
2 9	「公園条例」制定	「清掃法」制定
3 1	「文化財保護条例」制定	
3 2		「自然公園法」制定
3 3		「下水道法」制定 「公共用水域の水質保全に関する法律」制定 「工場排水等の規制に関する法律」制定
3 5	「西ごみ焼却場（下荒針清掃工場）」完成	
3 7		「ばい煙の排出の規制等に関する法律」制定
3 8	ごみ定時容器収集開始	
4 0	「下水道条例」制定	
4 1		「栃木県公害防止条例」制定
4 2		「公害対策基本法」制定
4 3	「屋根清掃工場」完成	「大気汚染防止法」, 「騒音規制法」制定
4 4	ごみ収集運搬業務の一部民間委託開始	
4 5	「河川愛護会」発足	「水質汚濁防止法」制定
4 6	「公害対策審議会」設置	「悪臭防止法」制定 「環境庁」設置 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定
4 7	「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定 下河原町に「公害研究所」を開設	「栃木県公害防止条例」制定 「国連人間環境会議」開催（ストックホルム） 「自然環境保全法」制定
4 8		「公害健康被害補償法」制定 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」制定 県下で初の光化学スモッグ被害発生（佐野, 栃木, 小山）
4 9		「国土利用計画法」制定 「栃木県酸性雨等に係る緊急措置暫定要綱」制定
5 1		「振動規制法」制定
5 2	「環境保全協定」締結	
5 5	「河内清掃工場」稼働開始 「環境保全条例」制定	
5 6	「緑の相談所」オープン	
5 7	小学校4年生社会科補助教材発行	
5 8	長岡最終処分場埋立開始	「浄化槽法」制定
5 9	「都市緑化基金」創立	
6 0	「東横田清掃工場し尿処理施設」竣工	
6 3	「新屋根清掃工場」稼働開始	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」制定 「第1回気候変動に関する政府間パネル」開催（ジュネーブ）
平成元	「生活排水処理計画」策定	
平成2		「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」制定 「地球温暖化防止行動計画」策定
平成3	「(財) グリーントラストうつのみや」設立 「都市景観基本計画」策定 「一般廃棄物処理基本計画」策定 「上水道基本計画」策定 「自然環境基礎調査」実施（～4年度）	「再生資源の利用の促進に関する法律」制定

年	月	宇 都 宮 市	国・県・その他
平成 4	4		「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」開催（リオデジャネイロ） 「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOX法）」制定 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」制定
平成 5	11		「環境基本法」制定
	12		「アジェンダ 21 行動計画」策定
平成 6	12		「環境基本計画（国）」策定
平成 7	3	「公害対策審議会」廃止，「環境審議会」設置 「環境管理計画」策定	
	4	平成のごみ改革 （5種9分別，半透明ごみ袋使用，粗大ごみ個別有料収集開始） 「大規模建築物等景観形成届出要綱」策定	
	6		「こどもエコクラブ」発足 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」制定
	12	「屋外広告物条例」制定	
平成 8	3	「騒音規制法」，「振動規制法」，「悪臭防止法」， 「栃木県公害防止条例」に係る規制指定 「一般廃棄物処理基本計画」改訂	「栃木県環境基本条例」制定
	4	産業廃棄物に関する事務開始	
平成 9	3	「環境モニター」制度創設 「環境活動推進協議会」設置	
	4	「空き缶等の散乱防止に関する条例」施行 「一般家庭用機械式生ごみ処理機購入補助制度」開始	
	6		「環境影響評価法」制定
	8	「環境配慮指針」策定	
	11	「第4次総合計画」策定	
	12	「栃木県央都市圏空き缶等散乱防止対策協議会」設置	「気候変動枠組条約第3回締約国会議」開催（京都） 京都議定書採択
平成 1 0	4	「農業振興地域整備計画」策定	
	10		「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定
	11		「気候変動枠組条約第4回締約国会議」開催（プエノスアイレス）
平成 1 1	3	西清掃事業所廃止 「中心市街地活性化基本計画」策定	「栃木県環境基本計画」策定 「栃木県環境影響評価条例」制定
	4	「自然環境基礎調査」実施（～12年度） 「森林整備計画」策定	
	6	「庁内環境配慮行動計画」策定	
	7		「ダイオキシン類対策特別措置法」制定 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」制定
	10		「気候変動枠組条約第5回締約国会議」開催（ボン）
	12	「土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」制定	
平成 1 2	3	「緑の基本計画」策定	

年	月	宇 都 宮 市	国・県・その他	
平成12	4		「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に係る法律（容器包装リサイクル法）」完全施行	
	6	下荒針清掃工場稼働停止	「循環型社会形成推進基本法」制定	
	11		「気候変動枠組条約第6回締約国会議」開催（ハーグ）	
	12	「都市マスタープラン」策定	「環境基本計画（国）」策定（改訂）	
平成13	1		「環境省」発足	
	3	「新生活排水処理計画」策定 「住宅基本計画」策定 「一般廃棄物処理基本計画」改訂 公衆便所のバリアフリー化実施 クリーンパーク茂原（焼却ごみ処理施設、リサイクルプラザ）本格稼働	「栃木県地域新エネルギービジョン」策定 「栃木県環境学習指針」策定	
	4	クリーンパーク茂原内に環境学習センターオープン ペットボトル分別収集（5種10分別）開始	「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」完全施行 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」完全施行	
	5		「食品循環資源の再生利用等に関する法律（食品リサイクル法）」完全施行	
	6	全市立小中学校の給食用牛乳パック回収実施	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOX・PM法）」制定	
	9	「環境保全条例」廃止、「環境基本条例」制定 「空き地の適正管理に関する指導要綱」制定		
	10		「気候変動枠組条約第7回締約国会議」開催（マラケシュ）	
	12	本庁舎においてISO14001認証取得 「第2次生涯学習推進計画」策定 「都市景観ガイドライン」策定		
	平成14	2	「地域新エネルギービジョン」策定	
		3	「野外環境学習活動実行計画」策定 「生ごみ等減量化・資源化計画」策定	「地球温暖化対策推進大綱」策定
4		機構改革により、環境部が、環境企画課、環境保全課、資源循環推進課、廃棄物対策課、クリーンセンターに再編		
5			「土壌汚染対策法」制定 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」完全施行	
7			「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」制定	
8		「都心部ランドデザイン」策定		
11		「リサイクル推進員制度」創設	「気候変動枠組条約第8回締約国会議」開催（ニューデリー）	
12		全地区市民センターにおいてISO14001認証取得	「自然再生推進法」制定	
平成15	2	「環境基本計画」策定 「農業振興地域整備計画」改訂 「行政経営指針」策定 「うつつのみや百景」決定		
	3	「第4次総合計画改訂基本計画」策定 「環境学習基本指針」策定	「循環型社会形成推進基本計画（国）」策定 「栃木県エコスラグ有効利用促進指針」策定	

年	月	宇都宮市	国・県・その他
平成15	4	「家庭版環境ISO認定制度」スタート	
		「学校版環境ISO認定制度」スタート	
		「市民活動助成基金制度」創設	
		「市民ボランティア活動保険制度」創設	
	5	「自転車利用活用基本計画」策定	
	10	「身近な生活圏の公園づくり指針」策定 「緑地保全及び都市緑化推進の仕組みづくり」策定	「環境の保全の為の意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行
平成16	11	「資源物持ち去り防止要綱」制定	
		クリーンパーク茂原等7施設においてISO14001認証取得	「気候変動枠組条約第9回締約国会議」開催（ミラノ）
	3	「食料・農業・農村基本計画」策定	「栃木県水環境保全計画」策定
		「都市観光推進プラン」策定	
		「大谷観光推進基本計画」策定	
	6	「下水道事業基本計画」策定	
8	「うつのみや環境行動フォーラム」設立	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」の公布	
10		「栃木県レッドデータリスト」公表	
平成17	11	「市民協働指針」策定	「栃木県生活環境の保全等に関する条例」公布
		「地区行政の推進に係る大綱」策定	
	12	「エコパーク板戸」稼働	「気候変動枠組条約第10回締約国会議」開催（プエノスアイレス）
	2		「京都議定書」発効
平成18	3	「飛山城史跡公園」オープン	
			「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）」施行 「栃木県生活環境の保全等に関する条例」施行（一部10月1日施行）
	4		
	6	「事業所版環境ISO～ECOうつのみや21～」創設	
	9	「うつのみや人づくりビジョン」策定	
12		「気候変動枠組条約第11回締約国会議」開催（モントリオール）	
平成19	1		「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ第1回閣僚会議」開催（シドニー）
			「石綿による健康被害の救済に関する法律（アスベスト救済法）」制定
	2		「改正・大気汚染防止法（アスベスト飛散防止強化）」施行
			「栃木県環境基本計画」改定 「栃木県地球温暖化対策地域推進計画」改定
	3	「一般廃棄物処理基本計画」策定	「改正・大気汚染防止法（揮発性有機化合物（VOC）排出規制）」施行
		「生活排水処理基本計画」策定	「第三次環境基本計画（国）」策定 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）」施行
	4	「文化振興基本計画」策定	
		「生活交通確保プラン」策定	
	5	機構改革により、環境企画課が環境政策課、資源循環推進課がごみ減量課に変更	
7	「地区行政推進計画」策定	「新・国家エネルギー戦略」策定	
9	「大谷の奇岩群」名勝指定		
11	「市民協働推進計画」策定		
11	「不法投棄未然防止推進計画」策定	「気候変動枠組条約第12回締約国会議」開催（ケニア・ナイロビ）	

年	月	宇都宮市	国・県・その他	
平成19	2	「地球温暖化対策地域推進計画」策定 「宇都宮市役所“ストップ・ザ・温暖化プラン”」策定（旧庁内環境配慮行動計画） 「グリーン調達推進方針」策定		
		「食育推進計画」策定 「宇都宮城址公園」オープン		
			「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」施行	
	5		「21世紀環境立国戦略」策定	
	6			
	8	「第1回もったいない全国大会」開催		
	9	「景観計画」策定		
	10		「改正特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン破壊・回収法）」施行	
	11		「第3次生物多様性国家戦略」策定	
	12		「気候変動枠組条約第13回締約国会議」開催（バリ）	
	平成20	3	「第5次総合計画基本計画」策定 「ごみ処理基本計画」改訂 「住生活基本計画」策定 「地域教育推進計画（第3次宇都宮市生涯学習推進計画）」策定	「京都議定書目標達成計画」改定 「第2次循環型社会形成推進基本計画」策定 「栃木県環境学習・環境保全活動推進指針」策定 「とちぎの元気な森づくり憲章」制定
			「環境基本計画（改訂版）」策定 機構改革により、クリーンセンターが廃棄物施設課に変更	「とちぎの元気な森づくり県民税」創設 「エコツーリズム推進法」施行
「宇都宮市環境協定」締結			「エネルギー使用の合理化に関する法律」改正	
4			「生物多様性基本法」制定 「日本カーボンアクションプラットフォーム」(JCAP)の設立	
5		「第2回もったいない全国大会」開催 「日本カーボンアクションプラットフォーム」(JCAP)への参加		
6			北海道洞爺湖サミット開催 「低炭素社会づくり行動計画」策定	
7		「みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」施行 「路上喫煙等による被害の防止に関する条例」施行		
8		「スイッチオフday」試行開始		
10		「エコ通勤推進デー」施行	「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（農林漁業バイオ燃料法）」施行	
12		「低炭素都市推進協議会」参加	「改正地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 「気候変動枠組条約第14回締約国会議」開催（ポーランド） 「低炭素都市推進協議会」設立	
平成21		3	「もったいない運動市民会議」設立 「生活環境保全推進計画」策定 「生活排水処理基本計画」改定 「バイオマスタウン構想」策定	「環境情報戦略」策定
			「低炭素型地域活力創造事業」創設	「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」施行
	「もったいないフェア」開催 「宇都宮都市交通戦略」策定			
	11		「とちぎ環境立県戦略」策定	
	12		「気候変動枠組条約第15回締約国会議」開催COP15（デンマーク）	
	平成22	3		「生物多様性国家戦略2010」策定

年	月	宇都宮市	国・県・その他
平成22	4	プラスチック製容器包装・紙パック・白色トレイ収集（5種13分別）開始 「第2次都市計画マスタープラン」策定	
	5		「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」公布 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」公布
	9	「もったいないフェア」開催	「生物多様性とちぎ戦略」の策定
	10		「地球温暖化対策基本法案」閣議決定 生物多様性条約第10回締結国会議（COP10）
	11		気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）
	12	「自転車のまち推進計画」策定	栃木県が「EV・PHVタウン」に選定
平成23	2		「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（グリーン購入法基本方針）変更閣議決定
	3	「第2次環境基本計画」の策定 「第2次緑の基本計画」の策定 「文化振興基本計画」の改訂	「栃木県版レッドリスト」の改訂 「栃木県環境基本計画」の策定 「栃木県地球温暖化対策実行計画」の策定 「栃木県廃棄物処理計画」の策定 「とちぎ森林・林業・木材産業未来ビジョン2011」の策定 「栃木県生活環境の保全等に関する条例」の一部改正
	4		「環境影響評価法の一部を改正する法律」公布
	6		「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」公布
	8		「再生エネルギー特措法」公布 「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」施行 「放射性物質汚染対処特措法」公布及び一部施行
	9	「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」の策定 「もったいないフェア」開催	
	11		気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17） 「放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針」閣議決定
	12		栃木県が「再生可能エネルギービジネスモデル創造特区」に選定
平成24	3	「うつのみや産業振興ビジョン」の策定 「みんなでまちづくりプラン（第2次市民協働推進計画）」の策定 「第2次宇都宮市地区行政推進計画」の策定 「宇都宮市景観推進プラン」の策定	
	4		「第4次環境基本計画」の策定 「環境影響評価法の一部を改正する法律」施行
	6		国連持続可能な開発会議（リオ+20）
	8		「小型家電リサイクル法」公布
	9	「もったいないフェア」開催	
	11		気候変動枠組条約第18回締約国会議（COP18）
平成25	3	「宇都宮市一般廃棄物処理施設基本構想」の策定 「宇都宮市上下水道基本計画改定計画」を策定 「太陽光発電向け市有財産貸出事業」を実施	
	5		地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正
	6		「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」を改正
	9	「もったいないフェア」開催	
	11		気候変動枠組条約第18回締約国会議（COP19）
	11		地球温暖化対策推進本部が、2020年度の温室効果ガス削減目標を2005年度比で3.8%減を提示

年	月	宇都宮市	国・県・その他
平成26	6		「土壌汚染対策法」改正
	8	国の「J-クレジット制度」において、「みやCO2バイバイプロジェクト」が認定	
	9	「もったいないフェア」開催	
平成27	4		フロン回収・破壊法が改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（略称「フロン排出抑制法」）が施行。
	6		国が2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比で26%削減（案）を表明
	9	「もったいないフェア」開催	

2. 宇都宮市環境基本条例

平成13年 9月28日

条例第32号

宇都宮市は、遠く日光連山を望み、北西部の緑豊かな丘陵地、南東部の広大な平野及び鬼怒川、田川、姿川の清流が織りなす自然の恵みを受け、多くの先人たちのたゆみない歴史と文化の積み重ねにより、二荒の森を中心にして発展を遂げてきた。

しかし、今日、都市化の進展や生活様式の変化等に伴い、環境への負荷は高まり、都市型公害や生活型公害が顕在化している。また、人の活動により身近な自然が減少し、廃棄物の発生量の増大などが引き起こされ、さらには、地球温暖化やオゾン層の破壊などの問題が地球的規模で広がりを見せ、人類を含むすべての生物の生存基盤そのものを脅かすに至っている。

こうした環境に関する問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済システムやそれを支えている私たちのライフスタイルに根ざしており、その解決のためには、一人ひとりが日常生活の在り方を見直すとともに、環境をより良くするための行動を自ら実践することが必要となっている。

私たちは、健全で恵み豊かな環境の下に、等しく健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、人類の存続の基盤である環境を将来にわたって守り、育み、引き継いでいく大きな責務を有している。

このような認識の下、私たちは、「環境都市」の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、将来の世代にその環境を継承することができるよう環境の保全及び創造に関する基本的事項を定め、地域の自然的社会的条件に応じた施策を推進し、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民による役割分担と相互協力の下、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を低減し、限りある資源を循環できる持続可能な社会への転換を図るとともに、自然環境を保全し、人と自然とが共生する都市を形成するよう適切に行わなければならない。

2 環境都市の実現に向けた前項の目標を推進するに当たっては、人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、野生生物種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に対し、その支障の原因となるおそれのあるものを取り除き、又は改善する措置を講ずる等の環境の保全に貢献することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造について、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策

を策定し、実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、積極的に環境への負荷の低減及び地域の緑化の推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動において、ばい煙、汚水その他排出物等を適正に処理し、これらによる公害の発生を防止するとともに、廃棄物及び温室効果ガスの排出を抑制するほか、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動において、環境への影響が少なく、資源の再生に資する原材料、製品、役務等を積極的に利用するとともに、利用した製品その他の物が廃棄物になった場合に、その適正な処理を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 事業者は、その事業を行う区域内に緑地を確保するとともに、野生動植物の生態系に配慮し、自主的に樹木及び花きを植栽する等の人と自然とが豊かに触れ合う緑あふれる環境づくりに努めなければならない。

- 4 事業者は、市がこの条例に基づき実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、焼却煙及び騒音の発生の防止、廃棄物及び温室効果ガスの排出の抑制、資源及びエネルギーの節減その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 市民は、野生動植物の生態系に配慮し、自主的に樹木及び花きを植栽する等の人と自然とが豊かに触れ合う緑あふれる環境づくりに努めなければならない。

- 3 市民は、市がこの条例に基づき実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境への負荷を低減するための措置)

第7条 市は、事業者による事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止し、及び温室効果ガスの排出を抑制するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用のための措置)

第8条 市は、廃棄物の発生抑制、製品の再資源化並びに資源及びエネルギーの有効利用が図られるとともに、環境への影響が少なく、資源の再生に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう資源の循環的利用のために必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全及び生物の多様性確保のための措置)

第9条 市は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、野生動植物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(人と自然とが共生する都市を形成するための措置)

第10条 市は、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に位置付けられ、それぞれが相互に関わりあい、人と自然との豊かな触れ合いが保たれるよう人と自然との共生が図られる都市の形成に必要な措置を講ずるものとする。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策の推進

(環境基本計画)

第11条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向性

(2) 前号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ宇都宮市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境管理)

第12条 市長は、第2章の施策を実施するに当たっては、環境への負荷を低減し、環境の保全及び創造に資するため、環境を管理する制度を用いるとともに、事業者その他の者がその制度を導入できるよう促進に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第13条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第14条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(環境に関する教育の充実及び環境学習の推進)

第15条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう環境に関する教育の充実及び環境学習の推進に努めるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、市民及び事業者が行う地域の緑化、再生資源の回収その他の環境の保全及び創造に関する自主的な活動を促進するため、情報の提供に努めるものとする。

(施策の総合的な調整及び効果的な推進)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な調整及び効果的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第18条 市は、環境の保全及び創造を図るための施策のうち、広域的な取組みを必要とするものについて、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境の状況等の報告)

第19条 市長は、毎年度、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、公表するものとする。

第4章 環境審議会

第20条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、宇都宮市環境審議会（以下「環境審議会」という。）を置く。

2 環境審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 環境基本計画について、第11条第3項の規定に基づき意見を述べること。

(2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議すること。

3 環境審議会は、委員20人以内で組織する。

4 前3項に定めるもののほか、環境審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則抄

(施行期日)

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

(宇都宮市環境保全条例の廃止)

2 宇都宮市環境保全条例（昭和55年条例第42号）は、廃止する。

宇都宮の環境（環境状況報告書 平成 28 年度版）資料編

発行年月 平成 年 月

発行 〒320-8540

宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 環境部 環境政策課

電話 028-632-2403

fax 028-632-3316

この冊子は再生紙を使用しています。